

八王子市トイレカー貸出要綱

(令和8年 5 月 1 日決裁)

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、八王子市(以下「市」という。)が所有するトイレカー(以下「トイレカー」という。)について、八王子市物品管理規則に則り、災害時や平時の貸出に関する必要な事項を定めるものとする。

(仕様)

第2条 トイレカーの仕様は別表のとおりとする。

(保管場所)

第3条 トイレカーは、八王子市中野上町防災倉庫(中野上町 4-47)防災課所有敷地内(以下「保管場所」という。)に保管するものとする。

第2章 災害時の貸出

(災害時における貸出対象)

第4条 災害時におけるトイレカーの貸出の対象は、自然災害等で被災した地方自治体とし、当該自治体からの借用申請に基づき、市の決定によりトイレカーを貸し出すことができるものとする。

(災害時における借用手続)

第5条 トイレカーの借用を希望する地方自治体(以下「申請自治体」という。)は、災害時トイレカー借用申請書(第1号様式)(以下「災害時申請書」という。)を市に提出するものとする。ただし、事態が窮迫して災害時申請書を提出することができない場合は、口頭や電話等により仮申請できるものとし、後日、災害時申請書を提出するものとする。

(災害時における貸出承認)

第6条 市は、申請内容を確認の上、トイレカーの貸出の可否を決定し、トイレカー貸出承認(不承認)通知書(第2号様式)(以下「通知書」という。)により申請自治体に通知するものとする。

(災害時における貸出方法等)

第7条 トイレカーは、通知書に記載する引渡場所まで、市が移動し、申請自治体に引き渡すものとする。

2 市が引き渡す際、必要に応じて申請自治体は、市防災課(以下「防災課」という。)職員から、操作方法の伝達を受けるものとする。

(災害時における貸出期間)

第8条 トイレカーの貸出期間は、申請自治体と市で協議の上、決定するものとする。

(災害時における費用負担)

第9条 トイレカーの貸出費用は無料とする。ただし、トイレカーの引渡しに要した経費及び使用した燃料やトイレトーパー等消耗品の補給、し尿の汲み取り、清掃等の費用は、申請自治体が負担するものとする。

(災害時における返却手続等)

第10条 申請自治体は、使用した燃料やトイレトーパー等消耗品の補給、し尿の汲み取り、清掃を行い、申請自治体が保管場所まで移動し、市に引き渡すものとする。防災課職員の立会いの下、トイレカー返却確認書(第3号様式)(以下「返却確認書」という。)により確認を受けたのち、トイレカーを返却するものとする。

第3章 平時の貸出

(平時における貸出対象)

第11条 平時におけるトイレカーの貸出の対象は、次に掲げる活動を実施する団体(以下「申請者」という。)とする。

- (1) 市が主催又は共催する防災訓練等
- (2) 市内の町会・自治会・自主防災組織等が主催する防災訓練等。ただし、原則展示のみとする。
- (3) 市内における公益的なイベント活動
- (4) その他市が適当と認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、トイレカーの貸出を許可しない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はそれらの利益となる活動を行うものであると認められるとき。
- (2) 公助良俗を害するおそれがあるとき。
- (3) トイレカーを汚損又は損傷するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政党若しくは政治団体の利害に関する事業又は選挙に関し特定の候補者を支持する活動を行うものであると認められるとき。
- (5) 特定の宗教又は特定の宗派若しくは教団を指示する活動を行うものであると認められるとき。
- (6) 前各号のほかトイレカーの管理上支障があると認められるとき。

(平時における借用手続等)

第12条 申請者は、貸出を希望する日の1年前の同月1日から1か月前までに、トイレカー借用申請書(第4号様式)(以下「申請書」という。)を市に提出し、決定を受けなければならない。

2 申請書の提出は、八王子市の休日定める条例(平成4年6月26日条例第26号)第1条第1項に定める休日以外の午前9時から午後4時までとする。

(平時における貸出承認)

第13条 市は、申請内容を確認の上、トイレカーの貸出の可否を決定し、トイレカー貸出承認書により申請者に通知するものとする。

(平時における貸出方法)

第 14 条 トイレカーは、市の運行委託業者または市の職員により移動するものとする。

なお、使用時は最低でも1名、リフト操作等のための人員を配置することとする。

2 申請者は、引き渡しの際、防災課職員から操作方法等の伝達を受けるものとする。

(平時における貸出期間)

第 15 条 トイレカーの貸出期間は、原則1週間以内とする。

(平時における費用負担)

第 16 条 トイレカーの貸出費用は無料とする。ただし、清水タンクへの給水、使用した燃料やトイレットペーパー等の消耗品の補給、し尿の汲み取り、清掃等の費用については、全て申請者の負担とする。

(平時における返却手続等)

第 17 条 申請者は、使用した燃料やトイレットペーパー等の消耗品の補給、し尿の汲み取り、清掃を行い、防災課職員の立会いの下、返却確認書により確認を受けたのち、返却するものとする。

2 トイレカーの返却は、八王子市の休日に関する条例第1条第1項に定める休日以外の午前9時から午後4時までに行うものとする。

3 返却については、運行委託業者または防災課職員が保管場所まで移動する。

(平時における承認取消)

第 18 条 災害発生等の緊急かつやむを得ない事情により、市がトイレカーを使用する必要性が生じた場合は、貸出承認を取り消すことができるものとする。

この場合において、申請者に損害が生じて市は一切の責を負わない。

第4章 共通事項

(禁止事項)

第 19 条 トイレカーの使用にあたっては、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) トイレカー内での喫煙及び火器持込み
- (2) トイレにし尿と備え付けのトイレットペーパー以外の物を流すこと
- (3) 走行中のトイレ使用
- (4) 申請内容と異なる使用
- (5) 第三者への再貸出し

(事故等の対応)

第 20 条 申請者は、許可団体等によるトイレカーの使用中に事故等が発生したとき又は道路交通法その他関係法令に違反したときは、同法その他関係法令に定められた措置をとるとともに、直ちに市に報告し、その指示を受けなければならない。

(損害賠償)

第 21 条 申請者は、トイレカーの使用に当たり、事故等の発生により第三者に損害を与えたときは、申請者の責任においてその損害を賠償するものとする。この場合において、市は一切の責を負わない。

2 申請者は、故意若しくは過失によりトイレカーを毀損し、若しくは亡失したときは、申請者の責めに帰すことができない事由によるものを除き、その損害を賠償しなければならない。

(協議事項)

第 22 条 この要綱に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年 5 月 1 日から施行する。

別表(第2条関係)

大型トイレカー

車名	日野 デュトロ
寸法	長さ706cm×幅216cm×高さ312cm
排気量	4,000cc
車両番号	八王子830 と 802
運転に必要な免許区分	準中型免許
ミッション	オートマチック
トイレ室数	5室(男性用2室、女性用2室、多目的用1室)
トイレ使用回数	約960回
清水タンク容量	700ℓ
汚物タンク容量	960ℓ
ソーラー発電システム	ソーラーパネル 200W以上(天井装置)

※ 多目的室には、車いす用昇降機、ベビーチェア、おむつ替えシート、オストメイト用汚物流しが設置されている。

小型トイレカー

車名	スズキ キャリイ
寸法	長さ364cm×幅167cm×高さ262cm
排気量	650cc
車両番号	八王子830 な 802
運転に必要な免許区分	普通免許
ミッション	オートマチック
トイレ室数	2室(洋式便座2室)
トイレ使用回数	約280回
清水タンク容量	100ℓ
汚物タンク容量	280ℓ
ソーラー発電システム	ソーラーパネル 200W以上(天井装置)

※ 大型、小型ともにソーラー発電システムが装備されているが、洗浄便座、車いす用昇降機を使用する際は、外部電源(100V)又は発電機の準備が必要。